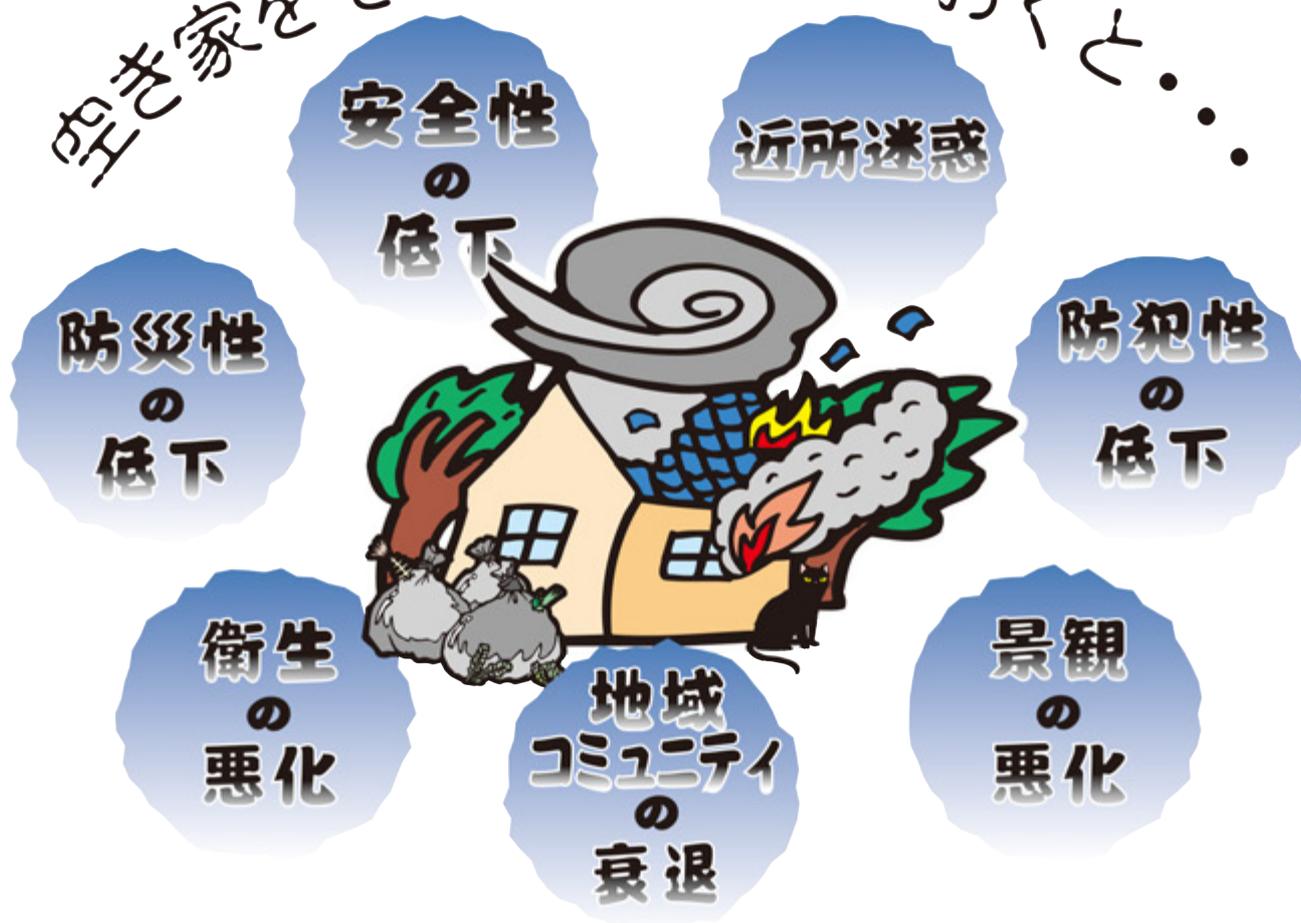


住宅をお持ちの みなさまへ

空き家をそのまま放置しておくこと...



大阪府内では空き家数が年々増加しており、平成 25 年住宅・土地統計調査（速報値）*においては、約 68 万戸、空き家率 14.8%となっています。空き家の増加は、まちの防犯性、防災性の低下や都市景観上の問題を生じるとともに、地域コミュニティの衰退を招くことから、社会問題となる恐れがあります。

※平成 25 年住宅・土地統計調査
（速報値）

統計上は、売却中の物件や別荘・週末住宅・物置などに使っている住宅・入院等で長期不在にしている住宅も含めて、居住する世帯がない住宅は全て空き家です。

こうなる前にご相談ください！

所有されている家に

住まなくなったら、

適正な管理

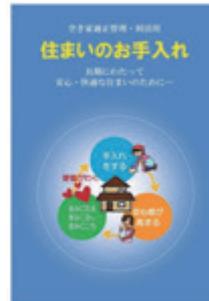
そのままがいいけど、周りに迷惑かけたくない！



- 通風・換気・通水
- ポストの管理
- 外周の清掃、庭木の剪定、草取り
- 屋根や外部まわりの点検 など

現状を維持する場合は、定期的なメンテナンスが必要です。

- 雨漏りなどを発見した場合は補修が必要です。放置すると構造部材が腐朽するなど、急激に劣化するおそれがあります。
- 遠方にお住まいなど、ご自身での管理が難しい場合は、空き家管理サービスを利用するのも1つの方法です。
- 近隣との関係が良好だと、異常があった場合などの連絡や対処もやりやすいものです。



遠方や住む予定のないご実家等を
相続したら、

売却

誰かに使って
もらえたら
家が喜ぶかも！



人が住んでいない住宅は早く傷みます。
ご自身で住む予定のない場合は、人に住んでもらうことも考えましょう。

- 住宅を売却や賃貸する場合は、不動産業者に仲介を依頼するのが、一般的です。
- 不動産業者が取り扱っていない山間部などでも、市や町の空き家バンクで賃貸や売却ができる場合もあります。
- 将来の利用予定がある場合は、契約更新がない「定期借家契約」もあります。

賃貸

空き家や空き地が
まちづくりに
活かされている
例もあります。



空き家を店舗に



解体後の空き地を
ポケットパークに



解体後の空き地を
家庭菜園に

親を呼び寄せて

実家が空き家になったら、



除却（解体）

まだ使えるかな？
壊した方が
いいかな？



住宅を除却（解体）して
土地を活かす方法もあります。

- 家庭菜園
- 駐車場
- 賃貸 など

- 土地活用の可能性は、場所によって様々です。不動産業者や建築士等にお問い合わせください。
- 市の空き地バンクに登録できる場合もあります。